

契 約 書 (案)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 契約担当役 末岡 隆則 (以下「甲」という。)
と (以下「乙」という。) とは、関西支部カラー複合機 1 台のレンタル業務 (以下「業務」という) について、次の条項により契約を締結する。

記

<レンタルについて>

1. 契約件名 関西支部カラー複合機 1 台のレンタル業務 (以下「業務」という)
2. 契約金額 月額 金 円
(内消費税額及び地方消費税額 円)
前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
3. 契約保証金 甲は乙に対し、契約保証金を免除する。

(契約の内容)

第 1 条 乙は、上記契約件名に掲げる物件 (以下「レンタル物件」という。) を甲に賃貸し、甲はその対価として上記契約金額を支払うものとする。

(レンタル期間)

第 2 条 レンタル期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
※令和 2 年 9 月以降、毎月 10 日までに PMDA が契約終了の意向を伝えた際は、当月末で契約を終了する。

(契約金額の請求)

第 3 条 乙は、毎月の契約金額を当該月の末日以降に甲に請求するものとする。

(レンタル物件の使用及び管理)

第 4 条 甲は、レンタル物件を本来の用法に従い使用し、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(レンタル物件の譲渡等の禁止)

第 5 条 甲は、レンタル物件を他に譲渡し、若しくは他に使用させ、又は担保に入れたり

してレンタル物件に対する乙の完全な所有権を害する行為は、一切しないものとする。

- 2 第三者が、レンタル物件について権利を主張し、又は保全処分や強制執行などにより乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、レンタル物件が乙の所有であることを主張してその侵害を防ぎ、直ちにその事情を乙に通知するものとする。

(レンタル物件の滅失・棄損)

- 第6条 レンタル物件が滅失し、若しくは盗難に遭うなど、甲がレンタル物件の占有を失い乙の所有権が回復する見込みがないとき、又はレンタル物件が損傷して修理不能のときは、甲は直ちに乙に通知し、甲乙協議の上損害金を乙に対して支払うものとする。

(瑕疵担保)

- 第7条 甲は、レンタル物件について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に通知するものとする。なお、レンタル物件の瑕疵担保責任は乙とレンタル物件の売主との間で締結した売買契約に基づき、当該売主が負担するものとする。

<保守について>

(保守の内容)

- 第8条 乙は、甲が使用する複合機が正常な状態で稼働し得るように保守をおこない、複写機に必要な消耗品等(用紙、ステープル針を除く。以下同じ)を円滑に供給する。

(保守期間)

- 第9条 保守期間は、レンタル期間と同一とする。

(契約対象物件及び設置場所)

- 第10条 保守対象物件及び設置場所は、別表1のとおりとする。

(保守及び消耗品等料金)

- 第11条 保守及び消耗品等料金は、別表2のとおりとする。

- 2 保守及び消耗品等料金の計算期間は、月の初日から月末までの1ヶ月間とする。

(保守及び消耗品等料金の請求)

- 第12条 乙は、月末において甲の職員の確認を受けて、複写機枚数を算出し、保守及び消耗品等料金を甲に対して請求するものとする。

(複合機の保守)

- 第13条 乙は、複合機を甲が正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して、点検調整を行わなければならない。

- 2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(消耗品等の供給)

第14条 乙は、消耗品等が不足しないよう事前に供給するものとする。

(消耗品等の所有権)

第15条 消耗品等の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用管理しなければならない。なお、消耗品等については、乙所定の保管要領に従うものとする。

2 甲は、消耗品等を他に使用してはならない

(消耗品等の返還)

第16条 この契約が終了したときは、甲は、消耗品等を速やかに乙に返還しなければならない。

< レンタル及び保守共通 >

(契約金額の支払)

第17条 甲は、第3条及び第12条の規定により、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に契約金額を支払わないときは、支払金額に対し年2.7%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、いつでも自己の都合により、この契約を解除することができる。

2 甲は、次に掲げる事項の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として乙から徴収することができる。

(1) 乙が納入期限内に物品の納入を完了せず、又は完了する見込みがないと認められるとき。ただし乙の責に帰する事由がない場合は、その限りではない。

(2) 乙がこの契約の解除を請求したとき。

(3) 本契約に関し、乙若しくはその代理人又は使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第20条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- 2 乙は、前条第1項の規定による契約解除のため損害を受けたときは、甲の意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 前2項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡)

- 第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資制度に基づき融資を受けるにあたり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届出なければならない。

(秘密の保持)

- 第22条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第23条 甲は、甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第24条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場

合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第25条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第26条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

（暴力団等反社会的勢力の排除）

- 第27条 乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを確約する。
- 2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

（暴力団等反社会的勢力の排除による解除等）

- 第28条 甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
 - 3 第1項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を払う。

(裁判管轄)

第29条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

契約担当役 末岡隆則

乙

